

平成30年2月9日

## 行政文書不開示決定通知書

林弘法律事務所

弁護士 山中 理司 様

国税庁長官 佐川 宣寿



平成30年1月18日にされた行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

行政文書の名称	弁護士法人の社員が弁護士会からの業務停止処分に伴う法定脱退の効力を日弁連、裁判所等で争っていて業務停止処分が確定していない場合、法定脱退によって発生した持分の払戻請求権に係る配当所得に関する源泉所得税の支払期日が、法定脱退の日から1年を経過した日の属する月の翌月10日に到来するかどうかが分かる文書
不開示とした理由	開示請求に係る行政文書は、作成しておらず、保有していないため、不開示としました。
担当 課	長官官房総務課情報公開・個人情報保護室 電話 03-3581-4161 内線3499

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に国税庁長官に対して、審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定日の翌日から起算して1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。